

告示

埼玉県告示第四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後
社会福祉法人埼玉療育友の会埼玉療育医療センター	名 称	埼玉療育園	社会福祉法人埼玉療育友の会埼玉療育医療センター
医療法人社団豊栄会いのうえアイクリニック	名 称	医療法人社団豊栄会中島眼科	医療法人社団豊栄会いのうえアイクリニック
上日出谷楢原整形外科	所 在 地	桶川市上日出谷一一六七―一	桶川市上日出谷南三―二―七
ハピシア薬局新座店	開設者名称	D 株式会社エクラシアH	株式会社エクラシア
セイムス久喜本町2号薬局	名 称	店 きりん薬局 久喜本町	局 セイムス久喜本町2号薬
ラウンド&ケア 訪問看護ステーション西部	開設者名称	D 株式会社エクラシアH	株式会社エクラシアH D 株式会社エクラシア

ラウンド&ケア 訪 間看護ステーション 鶴瀬		
開設者名称		
D	株式会社エクラシアH 部	株式会社ウエルオフ西
	株式会社エクラシア	株式会社エクラシアHD

二 指定施術機関

大友 貴代美	氏 名	
施術所	変 更 事 項	
所在地		
上尾市原新町一九一 一F	変 更 前	
上尾市緑丘三一三一 一―二PAPAシ ョッピングアヴェニ ユ―B棟	変 更 後	